

# 当社の原子力発電所の状況

平成28年5月2日  
関西電力株式会社

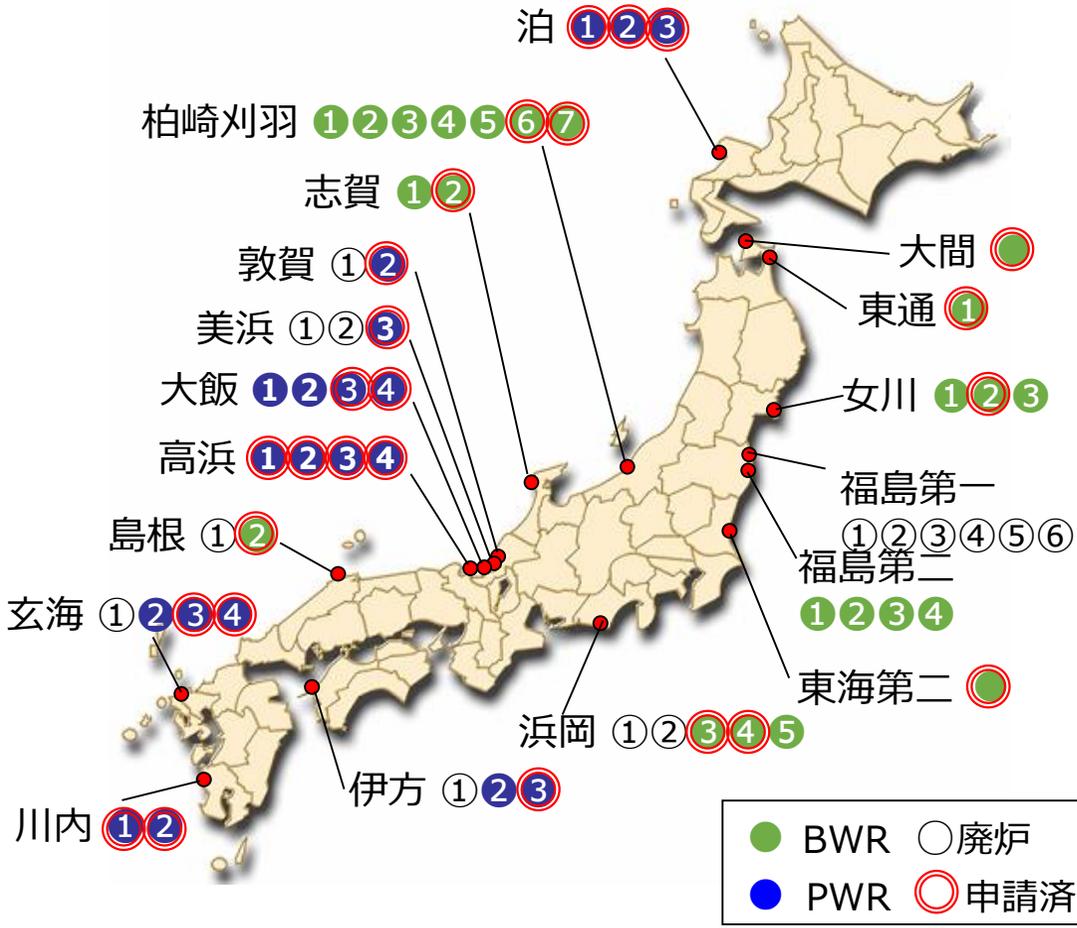
# 目次

1. 再稼動への取組み
2. 高浜 3、4 号機における運転差止に係る仮処分
3. トピックス
  - (1) 美浜 1、2 号機 廃炉への取組み
  - (2) 原子力事業における相互協力
4. まとめ

# 1. 再稼動への取組み

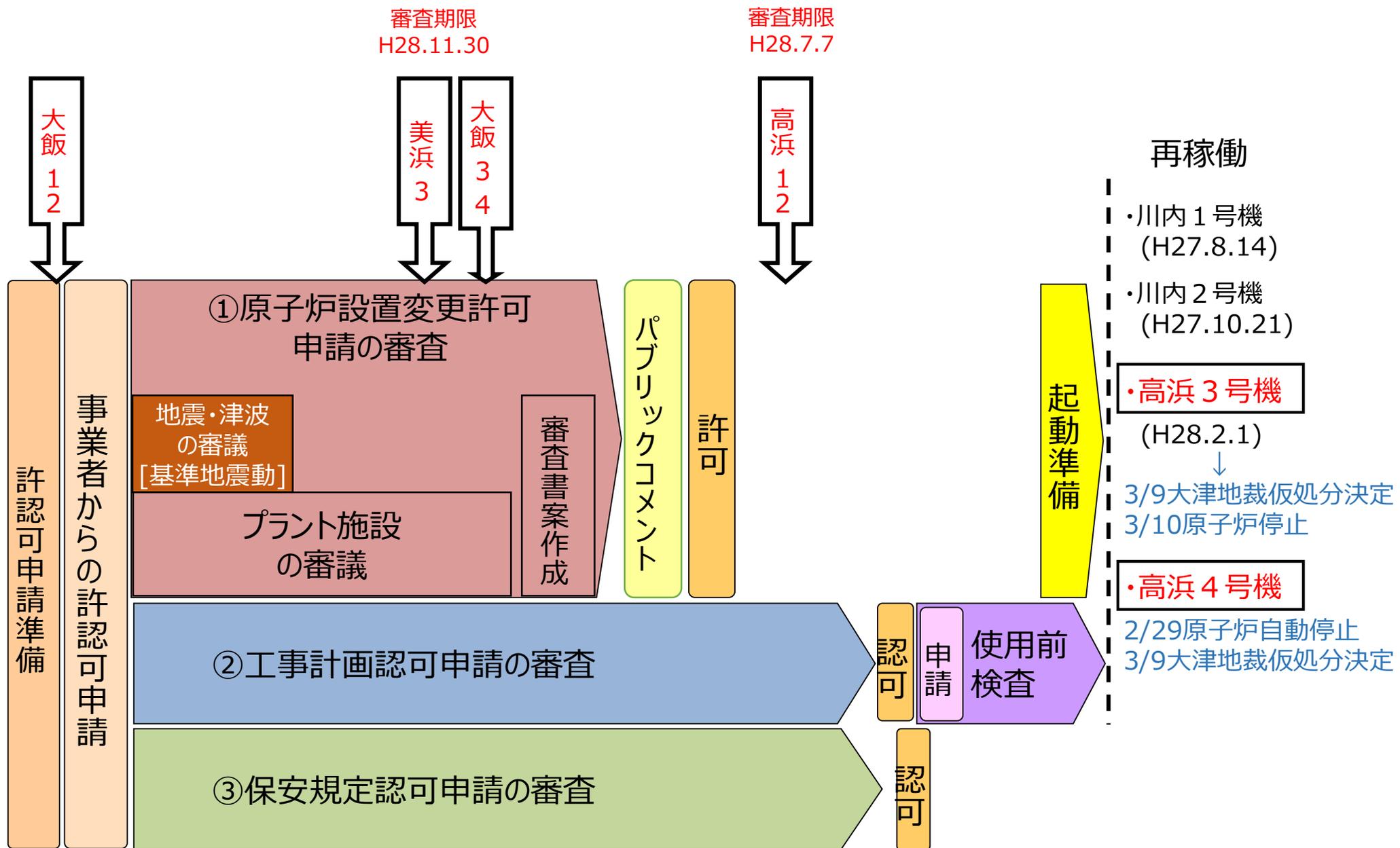
# 全国の原子力発電所の状況

- 新規制基準適合性に係る申請を26基（PWR:16基、BWR:10基）が実施
- 高浜1・2号機及び美浜3号機は、運転期間延長認可申請を実施
- 新規制基準施行以降、敦賀1号機、美浜1・2号機、玄海1号機、島根1号機、伊方1号機が廃炉

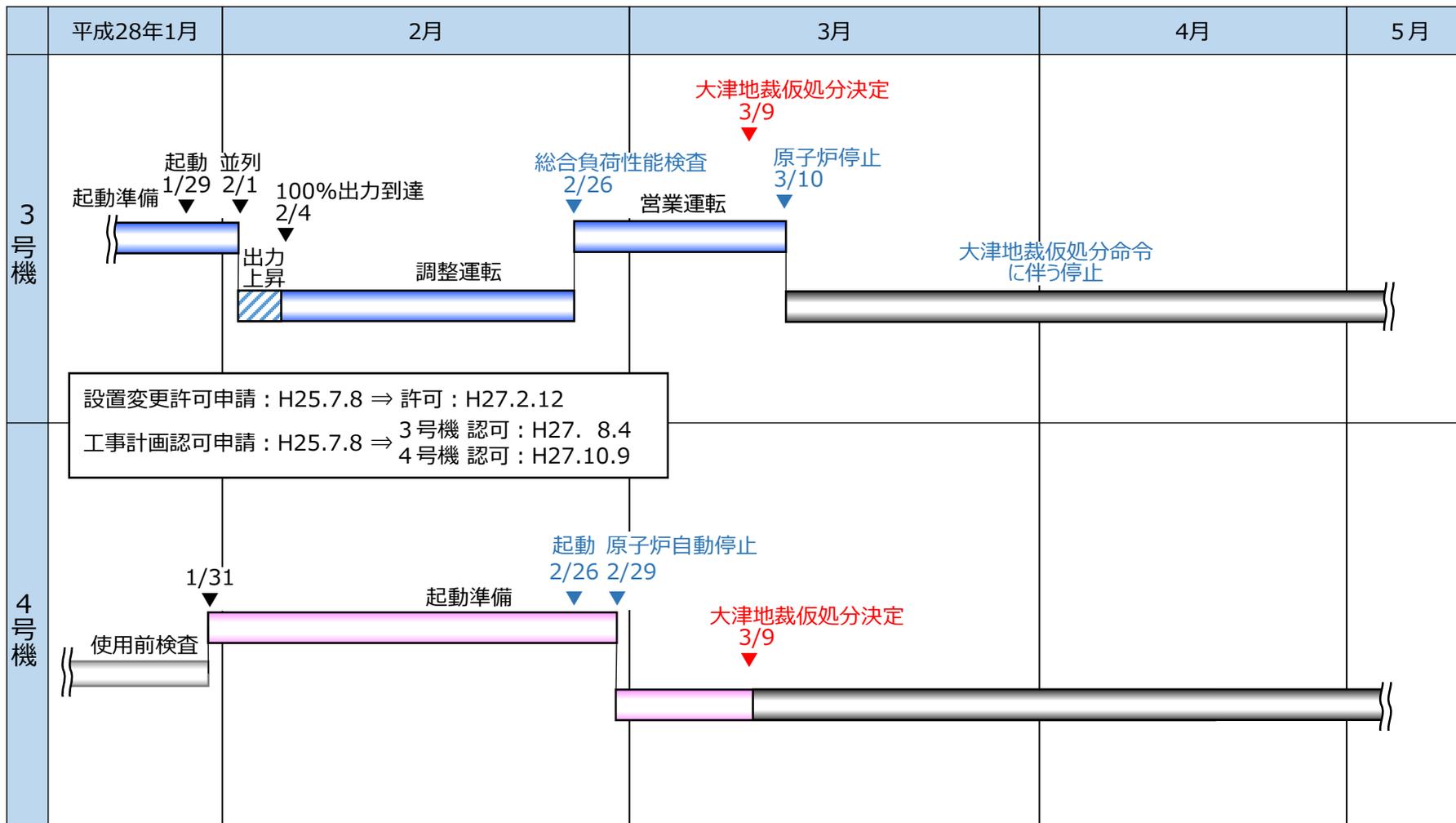


	PWR(●)	BWR(●)	合計
申請済(○)	16基	10基	26基
未申請	4基	13基	17基
廃炉(○)	4基	10基	14基
合計	24基	33基	57基

# 新規制基準適合性審査の状況



# 高浜 3、4号機の状況



- 早期に仮処分命令を取り消していただくよう、高浜 3、4号機の安全性の主張・立証に全力を尽くす

○2月29日14時01分 発電機並列操作

①発電機自動停止

⇒ ②タービン自動停止

⇒ ③原子炉自動停止(制御棒落下)

○3月9日 原子炉施設故障等報告書を規制委員会へ提出

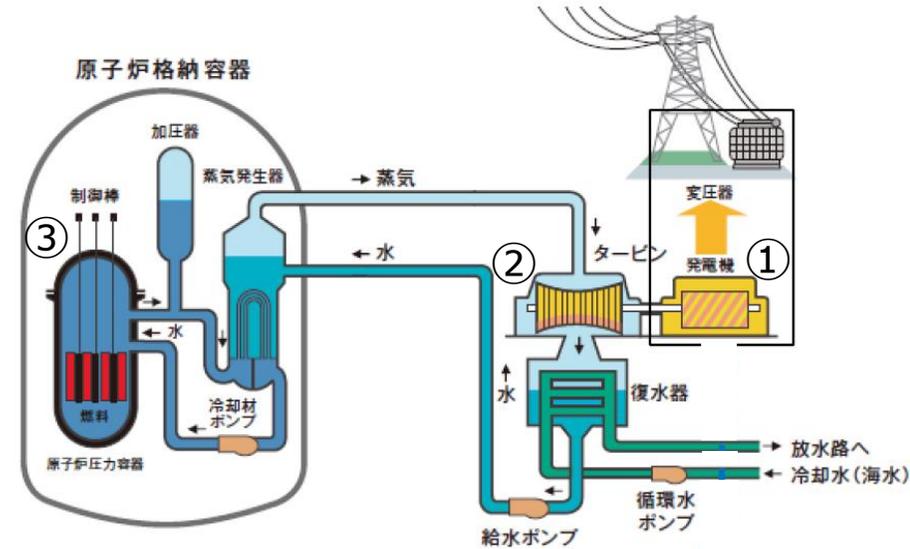
【原因】

- ・主変圧器に設置した保護リレーの設定値を厳しめに設定(30%)していた為、並列時の過渡的な電流変化(約35%)で発電機が自動停止した

【対策】

- ・設定値変更:当該リレーの暫定的な設定値を、並列時の過渡的な電流増加を考慮した値に変更(30%→90%)
- ・技術検討の充実:保護リレーの暫定的な設定値の定量的な影響評価の実施およびルール化
- ・同種事象の再発防止:今回の定検で実施した工事(約1,800件)のうち、設備の追加、改造を行ったものを抽出(36件)し、設定値等の妥当性を確認等
- ・総点検の実施:今回の定検で実施した改造工事等を含め総点検を実施

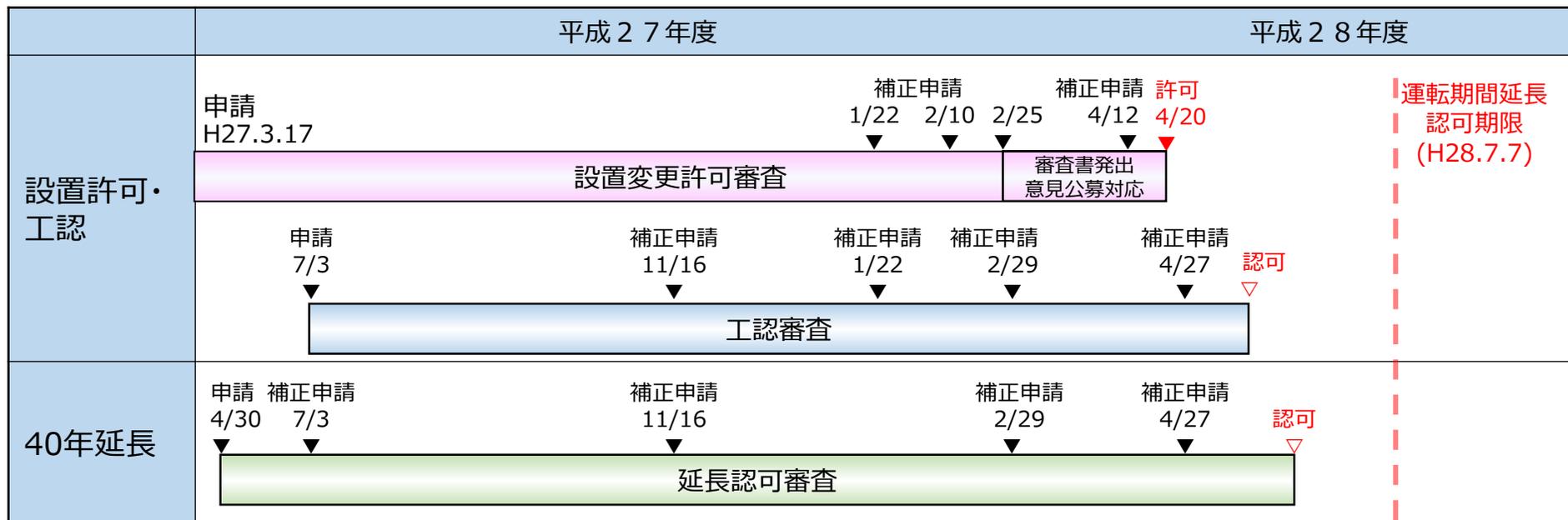
○4月6日 原子力規制委員会で報告書了承



【高浜 1、2号機】（基準地震動：550ガル→700ガル、**運転期間延長認可期限：H28.7.7**）

3月25日 設置変更許可に関する審査書案の意見公募終了(2月25日～)

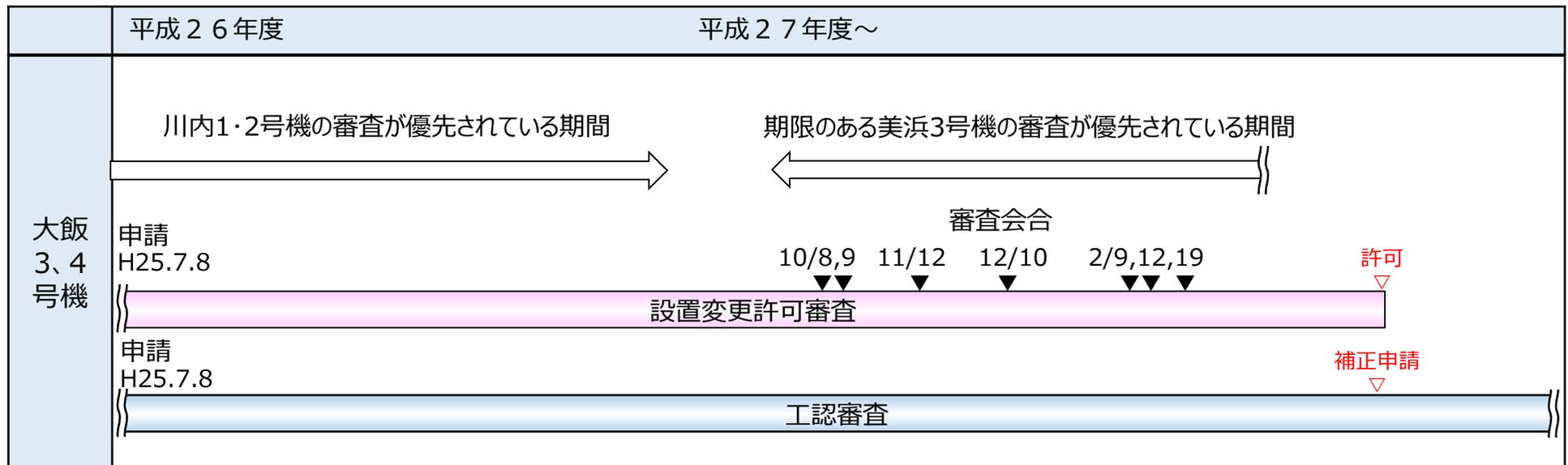
4月20日 設置変更許可



○ 早期の工事計画認可、運転期間延長認可取得を目指す

## 【大飯 3、4号機】（基準地震動：700ガル→856ガル）

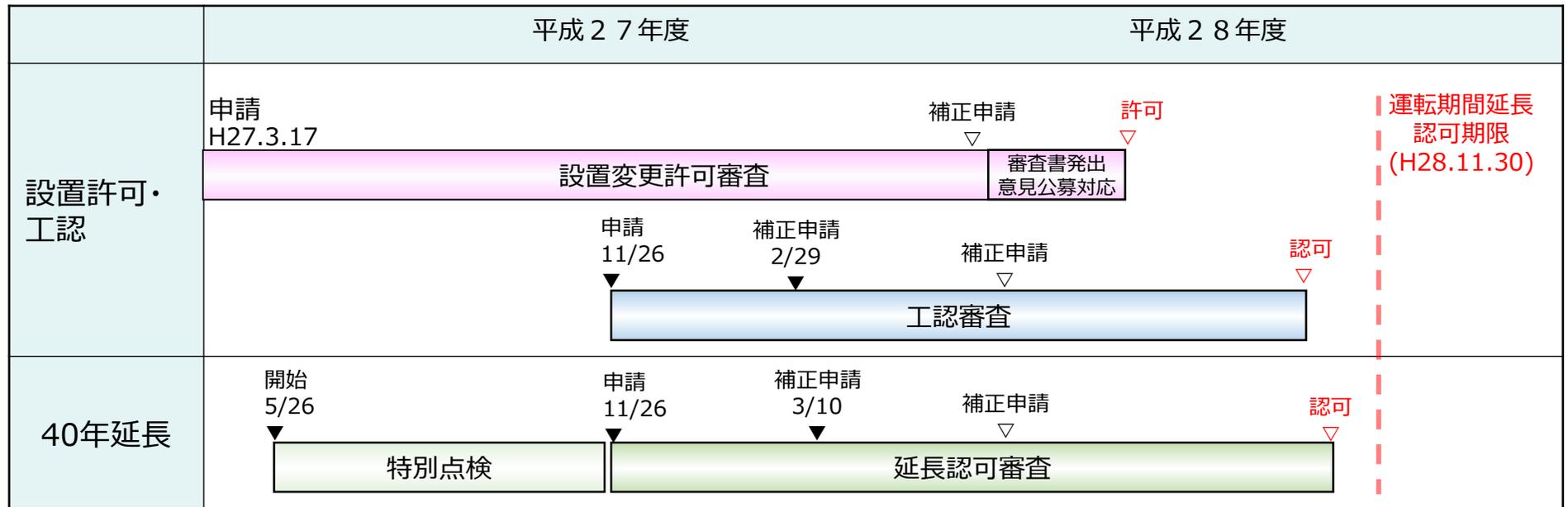
- 新規制基準の適合性審査は、美浜 3号機と同チームが実施しており、認可期限がある美浜3号機の審査を優先しているため、大飯 3、4号機の審査が長期化している
  - ・ 地震・津波安全対策審査：2月19日の審査会合で終了
  - ・ プラント安全対策審査：残っている審査会合案件は技術的能力のみ



- 早期の設置変更許可取得を目指す

【美浜 3 号機】（基準地震動：750ガル→993ガル、**運転期間延長認可期限：H28.11.30**）

- 基準地震動の増大に伴う耐震評価等については、今後、設置変更許可、工事計画認可、運転期間延長認可の補正申請書を提出予定



- 早期の設置許可、工事計画認可、運転期間延長認可取得を目指す

## 2. 高浜3、4号機における運転差止に係る仮処分

- 申立日：平成27年1月30日
- 裁判所：大津地方裁判所
- 申立人：滋賀県の住民29名
- 申立の内容：高浜3, 4号機の再稼動禁止
- 審理の経過：

平成27年1月30日	住民らが、大津地裁に仮処分を申し立てた
平成27年4月20日	第1回審尋(しんじん。仮処分における非公開の審理手続)
平成27年7月 9日	第2回審尋
平成27年9月29日	第3回審尋
平成27年12月15日	第4回審尋
平成28年3月 9日	<b>大津地裁は、高浜3, 4号機について再稼動禁止を認める仮処分決定(※)を出した</b> ※ただちに効力が発生し、不服申立てをしても、それだけでは止められず、決定が取り消されるまで効力が続く
平成28年3月14日	不服申立て（保全異議申立て、執行停止申立て）

## 仮処分決定に対する受止め・評価

- 当社は、新規制基準の制定過程、高浜3, 4号機の新規制基準適合性審査の内容および具体的な安全対策について、詳細に主張・立証してきた。決定は、当社の主張を踏まえないものであり、極めて遺憾であって、到底承服できない
- 速やかに不服申立手続き（大津地裁宛、保全異議申立および執行停止申立）を行い、早期に仮処分命令を取り消していただくよう、高浜3, 4号機の安全性の主張・立証に全力を尽くす

### 【決定の評価】

#### ○新規制基準を全面否定

- ・新規制基準は、福島第一発電所事故を踏まえて十分に見直されたものではないとして、安全性の基礎にはならないと一方的に断じている

#### ○当社主張・立証の不当な無視

- ・各争点につき、当社は詳細な説明、資料を提出した（\*）にもかかわらず、裁判所は根拠を示さず無視し、あるいは理解せず、また、科学的、技術的検討を行うことなく、当社が主張立証責任を果たしていない（当社から十分な根拠、資料が提出されていない、よって安全性が確保されたとはいえない）との判断にすりかえている

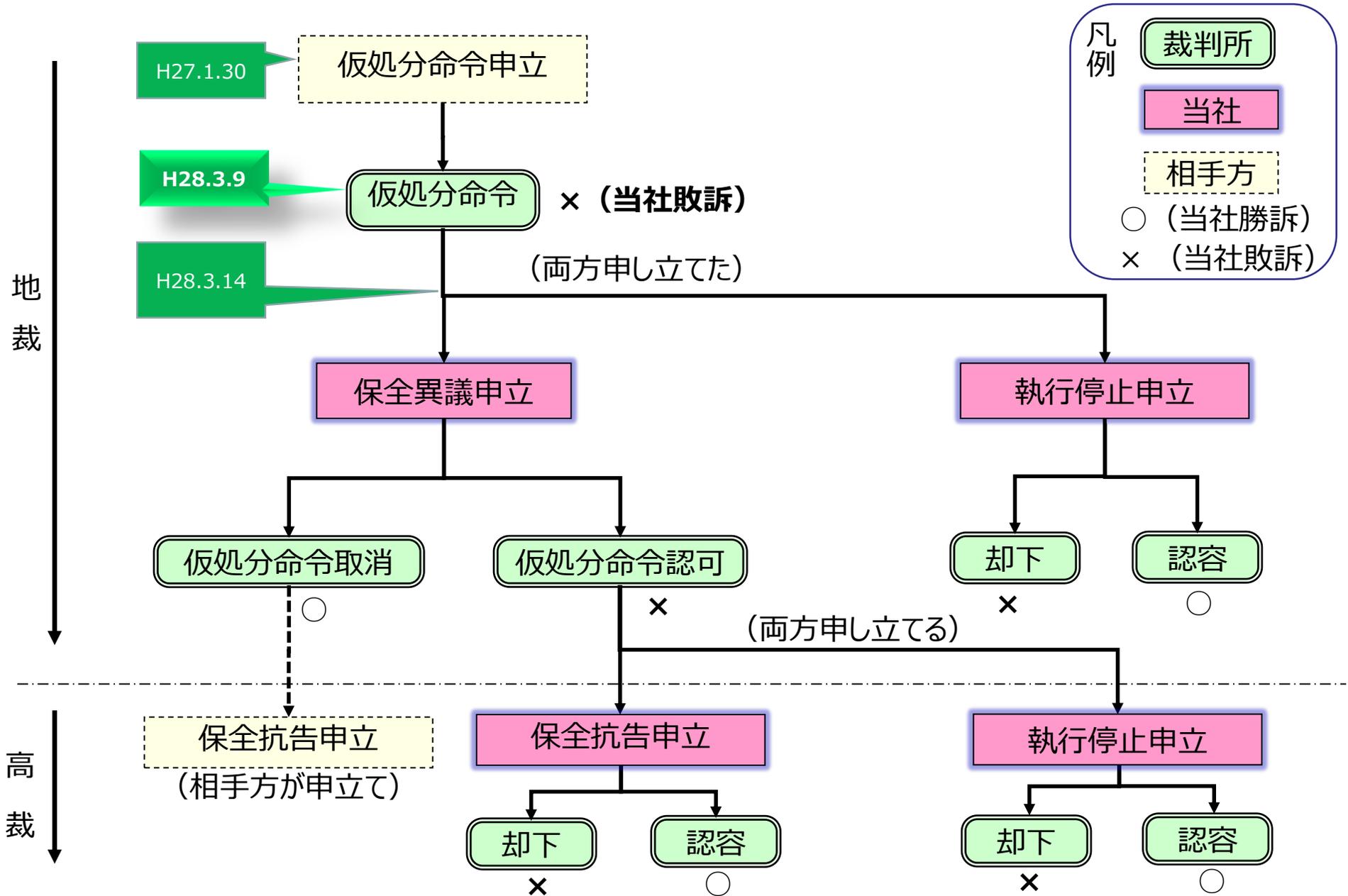
\* 当社は、計14通、約840頁にわたる主張を行い、計219通、約6380頁の立証資料を提出



客観的に検討・判断したとは考えられない、不当な決定



# 今後の手続きの流れ

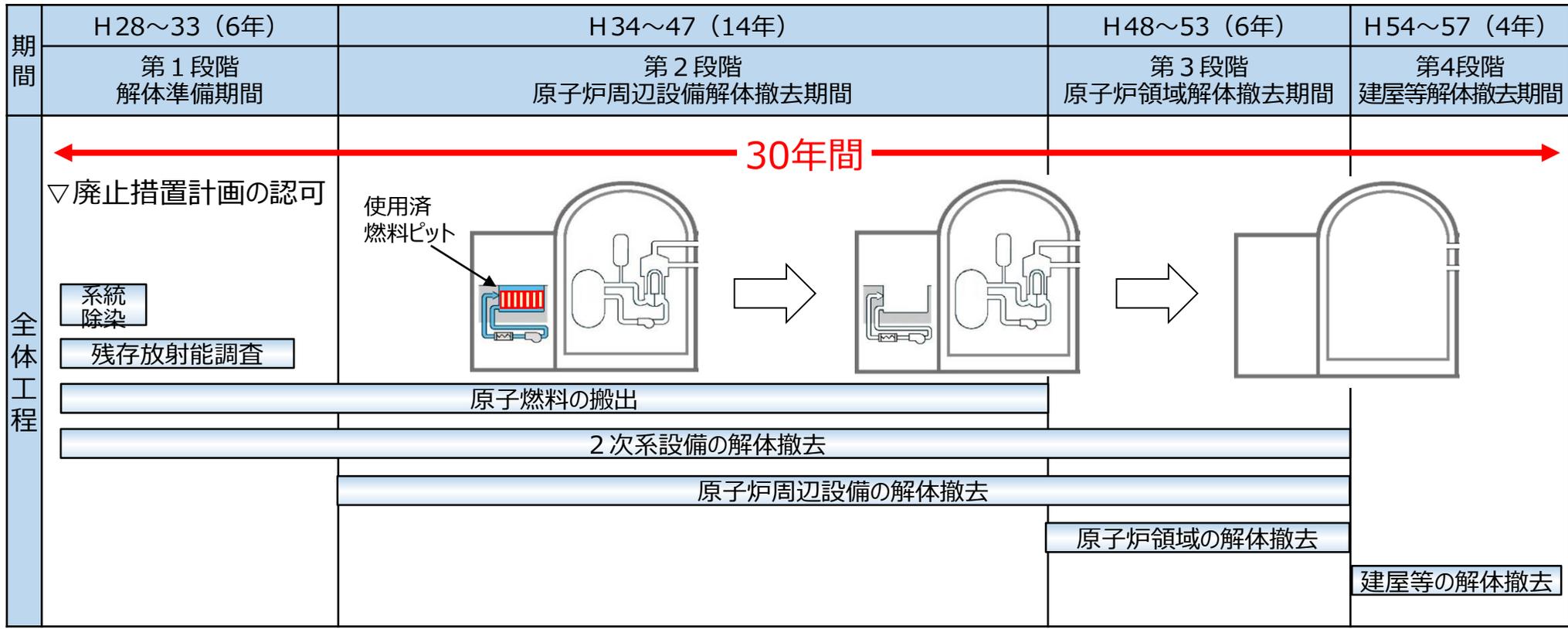


### 3. トピックス

#### (1) 美浜1、2号機 廃炉への取組み

- 平成27年3月17日 廃止を決定し、同年4月27日をもって廃止
- 平成28年2月10日 福井県および美浜町と「原子力発電所の廃止措置等に関する協定書」等を締結
- 平成28年2月12日 廃止措置計画認可申請
  - ⇒今後、廃止措置計画の認可後、工事を開始。安全の確保を最優先に、放射線被ばく線量及び放射性廃棄物発生量の低減に努め、保安のために必要な機能を維持管理しつつ着実に進める

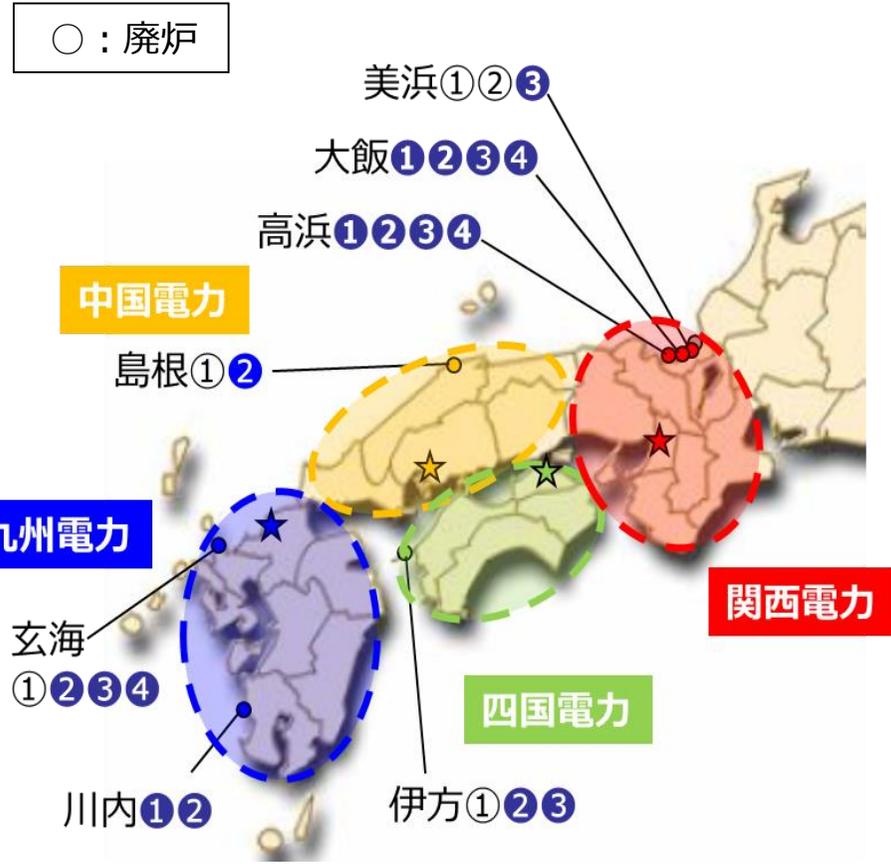
## [廃止措置の全体工程]



### 3. トピックス

#### (2) 原子力事業における相互協力

関西電力、中国電力、四国電力、九州電力(4社)の保有する原子力事業にかかる資産や知見を相互に有効活用するとともに、4社が地理的近接性を活かして相互に協力することにより、原子力事業の安全性・信頼性のさらなる向上を図り、もって原子力事業の円滑な実施及び発展に寄与することを目的に原子力事業における4社間協定を締結した。  
 <平成28年4月22日締結>



## ○原子力災害時における協力

### 1. 協力要員の派遣

現行協力協定に加え、4社合計で100～200人規模の派遣

### 2. 資機材の提供

### 3. 原子力部門トップによるテレビ会議を活用した発災事業者に対する助言等の支援

### 4. 各社が相互参加する定期的な訓練の実施

## ○廃止措置実施における協力

➢ 大型工事における技術・調達の見直し

➢ 廃止措置の状況などの情報共有

## ○特定重大事故等対処施設における協力

➢ 設備仕様の統一などの検討

➢ 先行プラントの状況などの情報共有

## 4. まとめ

- 原子力発電所の安全審査や使用前検査に、引き続き、真摯に対応するとともに、当社の取組み内容について、立地地域の皆さまのご理解を賜りながら、安全性が確認された原子力プラントの1日も早い再稼働に、全力で取り組んでまいります
- 高浜3、4号機は、早期に運転差止に係る仮処分を取り消していただくよう、安全性の主張・立証に全力を尽くします
- 美浜1、2号機の廃止措置計画は、安全の確保を最優先に、放射線被ばく及び放射性廃棄物発生量の低減に努め、着実に進めます
- 当社は、引き続き、原子力発電の安全性向上に向けて、たゆまぬ努力を続けてまいります